

# 秋田市南部市民サービスセンター別館

## 消防設備保守点検業務委託仕様書

秋田市南部市民サービスセンター別館の消防設備保守点検業務委託について、秋田市（以下「甲」という。）は、業務受託者（以下「乙」という。）にこの仕様書に定めるところに従って委託するものとする。

### 1 業務名

秋田市南部市民サービスセンター別館消防設備保守点検業務委託

### 2 履行場所

秋田市牛島東六丁目4番5号（秋田市南部市民サービスセンター別館）

### 3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3 業務内容（消防設備保守点検）

- (1) 乙は、本設備の機能保守のため、別紙1のとおり技術員を派遣して、点検を行う。
- (2) 甲は、本設備に異常等を発見したとき、あるいは本設備に影響を及ぼす恐れのある模様替等の工事を行うときは、速やかに乙に通知し、甲乙協力して設備の保全に努めなければならない。
- (3) 乙は、点検または試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、直ちに甲に連絡し、甲乙協議のうえ、最善の処置を講じなければならない。
- (4) 乙は、本設備の機能を常に正常に保つための必要な助言を、甲にしなければならない。
- (5) 前号の他、甲が必要と認める事項があった場合、乙は契約金額の範囲内において履行するものとする。
- (6) 天災、火災等が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、警戒体制をとり事故の防止に万全を期すること。

### 4 報告義務

- (1) 作業終了後、作業中の状況を書面によりすみやかに報告するものとする。
- (2) 報告書の書式は、甲の指示がない箇所は、乙の標準書式とする。
- (3) 報告書には必要に応じ作業写真も添付し、2部甲に提出すること。

### 5 その他

この仕様書に記載のない事柄について、疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

別紙1

消防設備の種類	定期点検期間	
	外観点検及び機能点検	総合点検
自動火災報知設備		
防排煙制御設備		
ガス漏れ火災警報設備		
非常用放送設備	6カ月	12カ月
誘導灯設備		
屋内消火栓設備		
消火器		
非常照明設備		

※ 消火器の点検に伴う薬剤の詰め替え費は、本契約に含むものとする。